

新型コロナウイルス感染防止対策について

智辯学園奈良カレッジ小学部

1. 健康確認について

毎朝登校前に検温、風邪症状の有無の確認を行い、保護者がBLENDで学校に連絡してください。

2. 健康管理について

抵抗力を高めるために、生活リズムを整えましょう。(早寝、早起き、朝ご飯の徹底)
児童がワクチン接種や副反応のために欠席する場合は出席停止扱いとします。

3. 手洗い、咳エチケット、マスク着用について

登校後はあらゆる機会をとらえて石鹸で丁寧に手を洗いましょう。

特に、屋外から教室などに入る時やトイレの後などこまめに手を洗いましょう。

また、顔を手でさわらないように気をつけてください。

咳エチケットを守りましょう。

原則的に通学時および校内ではマスクを着用しましょう。(不織布マスクを推奨)

暑さや息苦しさを感じたときは、一時的にマスクを外して呼吸したりするなど、児童自身の判断で適切に対応して構いません。特に、熱中症になる危険があるときはすぐにマスクを外しましょう。(熱中症への対応を優先してください。)

ただし、マスクを外す場合は、できるだけ人との十分な距離を保つようにしましょう。

体育の授業においては、原則的にマスクを着用する必要はありません。

4. 校内の環境について

登下校時、エントランスで手指のアルコール消毒をしてください。

お互いが密にならないようにできるだけはやく靴を履き替えてください。

教室の机はできるだけ離して、密集を避けます。(1m以上)

熱中症対策としてエアコンを使用して教員が教室の温度管理を行います。

エアコン使用中もできるだけ教室の扉を開けて常時換気を行います。

冷暖房が十分に効かず、扉を開けられないときは、休憩時間ごとに教室の換気を行います。

5. 清掃と消毒について

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。このため普段の清掃と消毒については次の通りに定めます。

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は行いません。
- ・机、椅子は、消毒も兼ねて家庭用洗剤(かんたんマイペット)でふき掃除をします。
- ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、教員の手で消毒を行います。
- ・トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて通常の清掃を行います。
- ・清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うようにします。
- ・清掃の前後には石鹸で丁寧に手洗いをし、手指をアルコールで消毒しましょう。

6. 昼食について

昼食前には必ず石鹸で丁寧に手を洗いましょう。

食前には机上を消毒します。(食後は清掃時に消毒します。)

昼食時、机の配置はスクール形式とし、黙って食べましょう。

給食の際、ご飯の給仕は教員が行います。

7. 通学について

通学バス乗車前に手指消毒を行い、バス内ではマスクをきちんと着用し、しゃべらないようにしましょう。

列車内では、あまり移動せず、きちんとマスクを着用し、しゃべらないようにしましょう。

8. その他

①友達と話をしたり遊んだりするときは常に以下の点に気をつけましょう。

1) 多くの人が手の届く距離に集まらないよう、気を付けて行動しましょう。

2) 近距離での会話や大声での発声は控えましょう。

3) 休憩時間はできるだけ屋外に出て、人との距離を保ちながら遊びましょう。

ボールや虫捕り網の使用は許可しますが、使用前後に石鹸で丁寧に手を洗いましょう。

(ボールや虫捕り網は使用後に消毒します。)

②体調不良の場合は以下の通りをお願いします。

1) 登校前に体調が悪い場合は無理をせず学校を休んでください。

2) 登校後、体調不良になった場合は、すぐに先生に申し出ましょう。

3) 新型コロナウイルス感染症の対策上、発熱者についてはすぐに保護者に迎えに来ていただくようご連絡しますので、ご協力をお願いします。

4) 児童の新型コロナウイルス感染症に係る出席停止については以下の通りとします。

児童の新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

① 児童本人の陽性が判明した場合

児童本人の陽性が判明した場合、症状が始まった日の翌日を1日目として10日経過かつ症状がなくなってから72時間(3日間)が経過するまで出席停止とします。

② 同居家族の陽性が判明した場合

児童本人は濃厚接触者となりますので、発症した同居家族と最後に接触した日(家庭内で感染対策を開始した日)の翌日を1日目として7日経過するまで出席停止とします。ただし、4日目と5日目に検査を行い、両日とも陰性で、体調不良もない場合は5日目から登校可能です。

③ 児童本人が濃厚接触者となった場合

児童本人が濃厚接触者となった場合、発症者と最後に接触した日の翌日を1日目として7日経過するまで出席停止とします。ただし、4日目と5日目に検査を行い、両日とも陰性で、体調不良もない場合は5日目から登校可能です。

④ 同居家族が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となったご家族をはじめ児童本人を含む同居家族全員が無症状である場合に限り、登校を控える必要はありません。
同居家族に症状がある場合は、濃厚接触者となった方の検査結果が陰性と判明するまで児童本人も登校を控えてください。この場合も出席停止の扱いとします。

⑤ 児童本人が発熱等の風邪症状を呈している場合

児童本人が、発熱等の風邪症状を呈している場合は、医療機関を受診し、感染していないことが判明するまで、または症状がなくなるまで自宅待機とします。この場合も出席停止扱いとします。

※アレルギー疾患等の場合は出席可能です。しかし、普段と異なる症状が認められる場合は、無理をせず自宅で安静にし、医療機関を受診してください。

⑥ 同居家族が発熱等の風邪症状による体調不良者がいる場合

その症状が新型コロナウイルス感染症と疑われる場合や、その症状を呈している家族が感染拡大地域に勤務あるいは通学している場合など、特別な配慮が必要と考えられる場合は、出席を控えてください。この場合、出席停止扱いとします。